

2021年1月13日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

U A ゼンセン
会長 松浦 昭彦

緊急事態宣言の発令に伴う雇用対策の強化などを求める要請

1月7日の緊急事態宣言の再発令を受け、時短営業の要請対象となる1都3県の飲食店や停止されたG o T o トラベル事業の対象である観光業あるいは関係する流通業や製造業では、さらに多くの雇用調整が発生する恐れがあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中でその影響を直接受ける業種では、中小企業のみならず大企業でも経営状況が悪化しており、政府の雇用維持や事業継続に対する支援が強く求められます。また、政府分科会が示す「新しい生活様式」の定着や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」等の周知強化に加え、就業するうえでの感染防止対策のさらなる徹底や医療・介護従事者に対する支援、コロナ禍における雇用弱者に対する支援も引き続き必要です。

以上を踏まえ、下記のとおり要請いたします。

記

1. 雇用調整助成金などを活用した雇用維持に対する支援

- (1) 時短営業に協力する飲食業に加え、20時以降の不要不急の外出自粛要請やG o T o トラベル事業の停止で影響を受ける流通業等の施設あるいは観光業においても、雇用調整助成金の特例措置と緊急雇用安定助成金について、大企業においても中小企業と同じ助成率とすること。
- (2) 緊急事態宣言の発令に基づく要請等を受けて営業を休止し、労働者を休業させる場合であっても、一律に労働基準法に基づく休業手当の支払義務がなくなるものではないこと、また、労働基準法上の休業手当の要否にかかわらず、支給要件を満たせば、雇用調整助成金を受給できることの周知徹底をはかること。
- (3) 短時間休業の要件緩和等の雇用調整助成金の特例措置の周知徹底や活用促進に加え、休業中に休業手当を受けることができなかった場合でも新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が受給できることの周知徹底や大企業も対象とすること、申請に関わる企業の協力促進をはかること。
- (4) 雇用調整助成金の特例措置等について、助成率、クーリング期間など緊急対応期間に

おけるすべての措置を3月以降も延長するとともに、早めの決定発表を行うこと。

- (5) 「産業雇用安定助成金（仮称）」について、その詳細な内容や申請手続きを迅速に決定し、受付を早期に開始すること。

2. 企業の資金繰りの下支えなどによる事業継続に対する支援

- (1) 時短営業に応じた店舗への協力金について、国の支援単価を増額し、影響を受ける納入業者等の事業者と中小事業者以外も支給対象とすることや店舗ごとに支給することなど、対象自治体に対して十分な支援を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る実質無利子・無担保融資の申込期限について、4月以降も延長すること。
- (3) 雇用維持に配慮することを前提に地域経済活性化支援機構や中小企業再生支援協議会などの機能を拡充する。
- (4) 中小企業に限定している各種支援策の対象を大企業にも拡大すること。

3. 感染防止対策のさらなる徹底

- (1) 国民に対し、政府分科会が示す「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる5つの場面」の回避、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」の周知を強化すること。また、客観的かつ実効性が担保される感染防止対策を講じている飲食店については、時短営業の制限解除や支援策の検討を行なうこと。
- (2) 働く者の所得補償と感染拡大防止の観点から、軽症・無症状感染者の宿泊・自宅療養期間及び濃厚接触者の自宅待機期間の賃金を国が全額補償すること。
※労働者が新型コロナウイルスに感染した場合やその疑いがある場合などに、療養期間が長引くことで賃金や評価などに影響が出ると判断すれば、やむを得なく出勤を人が増加することが考えられる。
※賃金については、感染した場合、傷病手当金を受け取ることが出来るが、金額はおおよそ月給の3分の2であり、国民健康保険加入者は傷病手当金の制度自体ない状況である。
- (3) 流通サービス業などの顧客に接する職場において、PCR検査等の実施やマスク、手袋、消毒液、アクリル板等の優先的確保や購入費用を支援すること。また、マスク着用や手指消毒、来店時間帯の分散など、顧客に対する感染防止対策の周知徹底を行うこと。さらに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくワクチンの特定接種の優先度を上げること。
- (4) コロナ禍で急増するカスタマーハラスメント（悪質クレーム）について、顧客に対する倫理的な消費行動を求める対策や労働施策総合推進法に基づく対策を強化すること。
- (5) 在宅勤務の促進や時差出勤等の推進、職場における感染防止対策の強化を行うこと。また、実費相当の在宅勤務手当の非課税化など、在宅勤務に対する支援を行うこと。
- (6) 有効性と安全性が確保されたワクチンの早期承認や接種に向けた国民への正しい知識の提供、迅速かつ確実に摂取するための流通などの体制整備、社会基盤を支える労働者への特定接種の優先度向上を行うこと。

4. 医療や介護従事者に対する支援

- (1) 医療や介護およびそれに関連する業種の労働者の感染防止策の徹底と要員確保ならびに心身の負担軽減に向けた施策を行うこと。
- (2) 医療や介護の提供体制を確保するため、医療や介護施設の経営基盤強化に向けた支援を行うこと。

5. コロナ禍での雇用弱者に対する支援

- (1) 有期契約労働者や派遣労働者に対する途中解約や雇い止めならびに新規学卒者の内定取り消しに対する防止策を講じること。また、雇用保険の被保険者でない労働者などへの失業給付や求職者支援制度を拡充すること。
- (2) 特にひとり親や若者に対する再就職支援、住居の確保、相談窓口の設置などの生活支援策を講じること。相談窓口については、子育て世代包括支援センターと地域包括支援センター等の連携により、ワンストップ型支援の充実および周知を促進すること。あわせて、任用職員（非常勤）が多い支援員や相談員等の処遇改善や増員をはかること。
- (3) パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者なども含め妊産婦等リスクの高い労働者の就労について、企業の配慮をさらに促進すること。
- (4) 外国人労働者に対する新型コロナ関連の情報提供や相談対応の多言語化を推進すること。

以 上